

ニューヨーク日本人学校PTO細則

1. 役員及び補欠候補者の選出方法

- (1) 会員からの立候補により役員を選出するものとする。
- (2) 立候補のみで役員が決定されない場合は免除対象外の会員の中から抽選で選出する。
ただし、下記 2. に記載の第二次補欠候補者に該当する者および下記 3. に記載の免除対象者は、上記の抽選での役員の選出から免除されるものとする。
- (3) 役員に選出されなかった会員にも第一次補欠・第二次補欠として番号をつけ、任期中に役員に欠員が生じた場合は第一次補欠番号・第二次補欠番号の順に選出する。なお、初等部・中等部代表に欠員が生じた場合においても、学年を問わず、上記の補欠番号順に選出するものとし、同一学年におけるクラス代表と初等部・中等部代表の並存を妨げず、また同一会員による兼任を求めない。
- (4) 委任状を提出している会員の抽選は、執行部役員が代理となり抽選を行う。
- (5) 当該年度バス委員が役員欠員のため上記の補欠番号順に選出される場合、当該役員の仕事を優先する。

2. 第一次補欠候補者および第二次補欠候補者の該当条件

第一次補欠候補者は、役員に選出されなかった会員のうち、「3.役員及び補欠候補者の免除対象」または次に示す第二次補欠候補者のいずれにも該当しない者とする。

第二次補欠候補者は、以下の条件のいずれかに該当する会員とする。

- (1) 過去に執行部役員に就任している会員のうち、2年間の免除期間を経過した者。（3学期に執行部役員に就任した場合は除く。但し、会計は該当年度の会計監査を担うため、3学期に就任した場合であっても執行部役員に就任したものとみなす。なお、会計監査への就任は本項における執行部役員の就任には該当せず、会計の免除期間はあくまで会計の就任翌年度から起算される。）
なお、該当前年度11月末日の時点で在籍児童・生徒の数が1名のみであり、かつ過去に遡っても当該1名の他に在籍した児童・生徒がいない会員は本項の対象外となり、第二次補欠候補者の選出から免除される。
- (2) フルタイム勤務の会員

3. 役員及び補欠候補者の免除対象

以下の条件のいずれかに当てはまる会員は役員、第一次補欠候補者および第二次補欠候補者の選出から免除される。ただし本人の意思による全ての役職への就任は妨げない。

- (1) 該当年度4月1日の時点で3歳未満の乳幼児がいる。
- (2) 該当前年度の12月1日以降に転入した。
- (3) 過去に執行部役員に就任しており、上記 2.(1)に記載された免除期間中である。または、免除期間を経過しているが、該当前年度11月末日の時点で在籍児童・生徒の数が1名のみであり、かつ過去に遡っても当該1名の他に在籍した児童・生徒がいない。
（3学期に執行部役員に就任した場合は除く。但し、会計は該当年度の会計監査を担うため、3学期に就任した場合であっても執行部役員に就任したものとみなす。なお、会計監査への就任は本項における執行部役員の就任には該当せず、会計の免除期間はあくまで会計の就任翌年度から起算される。）
- (4) 該当年度4月1日の時点で本校在籍の9年生になる生徒がいる。
- (5) 病気療養中(原則診断書を執行部に提出するものとする)、妊娠中、その他の特別な理由で就任が不可能だと認められる。
- (6) すでに帰国、転校等の理由で退学届けを提出済み。
(但し、届出提出日から退学までの期間が120日以上残っている場合は、その限りではない)
- (7) 本校教員及びその配偶者。
- (8) ニューヨーク日本人教育審議会の理事または委員及びその配偶者。但し会長職に限る。
- (9) アップル学級在籍者。
 - ※ バス委員経験者は免除対象にならない。
 - ※ 上記の免除対象該当者は、「PTO執行部役員選出届出フォーム」にその旨を記入し担任の先生に提出する。免除対象(5)に該当するものは、届出用紙に記入し、封筒の表に「PTO執行部宛」と明記し厳封の上、担任の先生まで提出すること。

4. 本細則は、2023年4月30日より施行する。

年月日	バージョン	更新箇所	更新理由
2022年4月30日	1.0		変更履歴を残すため初版と定める。
2023年4月30日	1.1	3. (9)	「但し親学級のクラス代表及び初等部・中等部代表に限る」を削除。免除対象が明確でないため不要と判断した。